

施設逃走児童の一時保護について

(昭和36年7月22日)
(栃防発第4174号栃木県警察本部長通達)

みだしのことについて、栃木県衛生民生部長から別紙のとおり通知があったので、今後これが保護取扱いについては、次のとおりおこなうようにされたい。

記

- 1 教護施設、養護施設を逃走した児童を警察署で発見した場合は、一時保護の対象児童として児童相談所に電話通告すること。
この場合、当該児童について児童福祉法第25条に該当する事由がないときは、あらためて書類で通告する必要はなく電話通告のみでよい。
- 2 前記の電話通告の際は、施設の名称、児童の氏名、年令、発見の状況等を連絡すること。
- 3 施設逃走児童を警察署で一時保護したものについては、すべて児童相談所の責任において身柄を引取ることになっているので、この場合警察署から直接施設に身柄引取り等の連絡をする必要はないわけである。
- 4 県外の施設逃走児童を警察署で発見した場合、当該施設とのすみやかな連絡が困難と思われる所以、県の児童相談所に電話通告の上その委託により一時保護をすること。